

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <http://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
朝日町携帯サイト <http://www.town.asahi.yamagata.jp> FAX 67-2117

民間アパート建設補助事業のお知らせ

町では、定住環境を整備し定住人口の増加を図るため、町内に民間アパートを新たに建設する事業者に対して、補助金を交付します。

○事業名

朝日町民間賃貸共同住宅等建設奨励補助金

▶交付の対象となる事業

- ①自らの所有地又は借地にアパートを建設すること（借地については、町有地を使用する場合も対象とします。詳細については担当窓口にご相談ください。）
- ②建設する1棟につき、2以上の戸数があること
- ③各戸に玄関、便所、浴室、台所及び駐車場があること
- ④建築基準法の基準に適合すること
- ⑤各戸について、不特定多数の人に公募を行い、賃貸借契約により入居者を決定すること
- ⑥税金の滞納がないこと

▶補助金額について（1戸当たり）

- ①町内建設業者と契約し施工する場合は、延べ床面積1㎡当たり5万円とし、上限額が500万円
- ②町内建設業者以外の建設業者と契約し施工する場合は、延べ床面積1㎡当たり3万円とし、上限額が300万円
- ③その他、要件による補助金の加算、合併処理浄化槽設置に対する補助金があります

▶事前審査申請期間

4月25日（月）～6月30日（木）

▶その他

審査により計画が適正と認定した場合は、事業内定通知書を送付します。なお、多数の申請があった場合は、審査により優先順位を決めます。

▶問合せ先

建設水道課 整備係 ☎67-2115

仲人さん募集！

独身者のために継続して仲人活動を行う方々を「朝日町結婚応援団」として登録するとともに、成婚の際には20万円の奨励金を支給します。

▶条 件

継続的に仲人活動を行う方で、次の条件を満たす方。

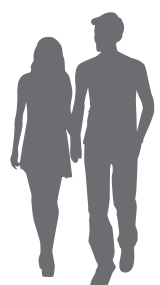
- ・町内に住所を有すること
- ・年齢30歳以上の既婚者であること
- ・仲人活動を生業としておこなっていないこと
- ・町が開催する会議、研修会等に参加できること

- ・その他仲人活動が困難な事業がないこと

※登録された方はお知らせ板等により公表させていただきます。

▶問合せ先

政策推進課 総合戦略係
☎67-2112



住民票の写しなどの請求時には「本人確認」が法律で定められています

住民票の写しや、戸籍謄抄本等の請求をする場合、請求者本人、代理人を問わず、窓口に来た方の「本人確認」を行っています。戸籍法・住民基本台帳法に基づくもので、他人からの不正請求を防止することが目的ですので、証明書請求の際は、必ず下記の本人確認書類をご持参ください。

住民異動届や戸籍届、税証明の交付請求の際も同様です。

▶本人確認の方法

- ①運転免許証、パスポート、住基カード・マイナンバーカード、在留カード、身体障害者手帳など、官公署が発行した顔写真付の証明書などを1点

- ②①の書類が無い場合は、健康保険証、年金手帳、介護保険証、預金通帳などを1点
(戸籍関係の証明書の請求時は、いずれか2種類の書類が必要です)

※代理人の方が請求する場合（窓口に来られる場合は、本人確認の他、「委任状」が必要な場合がありますのでお問合わせください。

▶問合せ先

税務町民課 戸籍年金係
☎67-2119

がん患者医療用ウィッグ購入費を助成します

▶助成の対象者（下記の全ての要件を満たす方）

- ・朝日町に居住している方でがんと診断され、がん治療を行っている方
- ・がん治療に伴う脱毛により、就労や社会生活等に支障がある、または支障が出る恐れがあるため、ウィッグ（かつら）が必要になっている方
- ・平成26、27年度町助成を受けていない方

▶助成対象となる医療用ウィッグの要件

- ・平成27年4月1日以降に購入したもの
- ・就労や社会参加等のために購入したもの
- ・がん治療に伴う脱毛に対応するもの

▶申請に必要な書類等

がん治療を受けている事を証明する書類（お薬手帳、診療明細書等）、領収書、通帳、印鑑、本人の確認する書類（運転免許証、医療保険証の写し）

▶助成金額と回数

- ・平成28年4月1日～平成29年3月31日まで購入→2万円または購入経費の1/2の額のいずれか低い額
- ・平成27年4月1日～平成28年3月31日まで購入→1万円または購入経費の1/2の額のいずれか低い額

▶申請方法

上記申請に必要な書類等を持参の上、役場1階窓口（健康福祉課健康推進係）まで、申請ください。なお、代理申請も可能です。代理人の本人であることが確認できる書類をご持参ください。

▶申請・問合せ先

健康福祉課 健康推進係
☎67-2116

総務省からのお知らせ

6月1日～10日は「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。電波は航空機や船舶、警察、消防、救急用など、私たちの生活の安心・安全の確保に使われています。

不法電波は、こんな大切な通信を妨害して私たちの生活や、人命の安全を脅かします。

電波の混信・妨害についてのお問合せは下記までお願いします。

▶問合せ先

総務省 東北総合通信局
☎022-221-0641